（尋問事項書・法第三百四条等）

**第百六条**　証人の尋問を請求した者は、裁判官の尋問の参考に供するため、速やかに尋問事項又は証人が証言すべき事項を記載した書面を差し出さなければならない。ただし、公判期日において訴訟関係人にまず証人を尋問させる場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においても、裁判所は、必要と認めるときは、証人の尋問を請求した者に対し、前項本文の書面を差し出すべきことを命ずることができる。

3　前二項の書面に記載すべき事項は、証人の証言により立証しようとする事項の全てにわたらなければならない。

［4　略］

5　公判期日外において証人の尋問をする場合には、速やかに相手方及びその弁護人の数に応ずる第一項の書面の謄本を裁判所に差し出さなければならない。ただし、同項の書面を第六十五条の二第一項の方法により差し出す場合は、この限りでない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

**第百七条の二**　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　略］

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

**第百七条の三**　裁判所は、法第百五十七条の六第二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、当該場所について、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

（召喚状、勾引状の記載要件等・法第百五十三条等）

**第百十条**　証人に対する召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ、かつ、勾引状を発することがある旨を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　召喚状が書面による場合　記名押印すること。

二　召喚状が電磁的記録による場合　召喚状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該召喚状の改変を防止するために必要な措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　証人に対する勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき年月日時及び場所、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

一　勾引状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

（尋問事項書・法第三百四条等）

**第百六条**　証人の尋問を請求した者は、裁判官の尋問の参考に供するため、速やかに尋問事項又は証人が証言すべき事項を記載した書面を差し出さなければならない。但し、公判期日において訴訟関係人にまず証人を尋問させる場合は、この限りでない。

2　前項但書の場合においても、裁判所は、必要と認めるときは、証人の尋問を請求した者に対し、前項本文の書面を差し出すべきことを命ずることができる。

3　前二項の書面に記載すべき事項は、証人の証言により立証しようとする事項のすべてにわたらなければならない。

［4　同上］

5　公判期日外において証人の尋問をする場合には、速やかに相手方及びその弁護人の数に応ずる第一項の書面の謄本を裁判所に差し出さなければならない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

**第百七条の二**　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　同上］

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

**第百七条の三**　裁判所は、法第百五十七条の六第二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

（召喚状、勾引状の記載要件・法第百五十三条等）

**第百十条**　証人に対する召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

2　証人に対する勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき年月日時及び場所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

［新設］